

議案第43号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例												
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第30条 略 (均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年額 60,000円</td> </tr> <tr> <td>2～9 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 60,000円	2～9 略	略	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第30条 略 (均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年額 60,000円</td> </tr> <tr> <td>2～9 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金</p>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 60,000円	2～9 略	略
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 60,000円												
2～9 略	略												
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 60,000円												
2～9 略	略												

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第32条～第47条の6 略 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略 2～5 略</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 略 2 略</p> <p>3 前項の場合においては、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により、町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決</p>	<p><u>等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</u></p> <p>第32条～第47条の6 略 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略 2～5 略</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 略 2 略</p> <p>3 前項の場合においては、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により、町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは、決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第51条～第56条 略</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第58条及び第58条の2 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産については、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第70条 略</p> <p>（固定資産税の減免）</p> <p>第71条 町長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは、決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第51条～第56条 略</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第58条及び第58条の2 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産については、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第70条 略</p> <p>（固定資産税の減免）</p> <p>第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 及び 3 略 第72条～第139条の2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2 及び 3 略 第140条～第151条 略 附 則 第1条～第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 及び 3 略 第7条の4及び第8条 略 第9条 削除</p>	<p>2 及び 3 略 第72条～第139条の2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2 及び 3 略 第140条～第151条 略 附 則 第1条～第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 及び 3 略 第7条の4及び第8条 略 (個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等) 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>第10条の3 略 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>	<p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条の8第4項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>第10条の3 略 (土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)～(7) 略 (平成25年度又は平成26年度)における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に10分の6を乗</p>	<p>(1)～(7) 略 (平成28年度又は平成29年度)における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に10分の6を乗</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税額に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 略 （農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税額に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 略 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>

現 行 条 例

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第13条の2～第14条の2 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とす

改 正 条 例

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第13条の2～第14条の2 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とす

現 行 条 例	改 正 条 例																														
<p>る。 3～5 略</p> <p>第16条 削除</p>	<p>る。 3～5 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 576 2114 775"> <tr> <td>第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 999 2114 1198"> <tr> <td>第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第82条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第82条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第82条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第82条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													

現 行 条 例	改 正 条 例		
第16条の2～第27条 略	第82条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
		<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
		<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
		<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
		<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
	第16条の2～第27条 略		

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																														
<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 略 附則第16条を次のように改める。 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 略 附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略</p>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

現 行 条 例			改 正 条 例		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第82条 第2号ア		3,900円		3,100円	
		6,900円		5,500円	
		10,800円		7,200円	
		3,800円		3,000円	
		5,000円		4,000円	
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	幕別町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条			
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア			
		3,900円		3,100円	
		6,900円		5,500円	
		10,800円		7,200円	
		3,800円		3,000円	
		5,000円		4,000円	
新条例第82条 第2号ア		3,900円		3,100円	
		6,900円		5,500円	
		10,800円		7,200円	
		3,800円		3,000円	
		5,000円		4,000円	
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	幕別町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条			
新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア			
		3,900円		3,100円	
		6,900円		5,500円	
		10,800円		7,200円	
		3,800円		3,000円	
		5,000円		4,000円	

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町条例附則

税目名 個人町民税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 住宅ローン減税の延長	法附則第5条の4の2 条例附則第7条の3の2	住宅ローン減税の適用期限の延長 住宅ローン減税の適用期限を1年半延長する。 (平成29年12月31日まで→平成31年6月30日まで)	平成27年4月1日から適用する。
2 ふるさと納税の申告の簡素化	法附則第7条 条例附則第9条 条例附則第9条の2	ふるさと納税に係る申告手続きの簡素化 個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に拡充されるとともに、申告手続きが簡素化される。	平成27年4月1日から適用する。 (平成28年度分の個人住民税から適用する。)
3 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 法人町民税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 均等割の税率	法第312条 条例第31条	法人町民税の均等割の税率区分基準の見直し 法人町民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を基準とする。	平成27年4月1日から適用する。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。)
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 固定資産税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合	法附則第15条第8項 条例附則第10条の2	わがまち特例の創設 高齢者の居住の安定確保に規定する新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期限が2年延長され、わがまち特例を導入（3分の2とする。）	平成27年4月1日から適用する。（平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得された資産に対して平成28年度分から適用する。）
2 土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義	法附則第17条 条例附則第11条	特例の適用期間の延長 平成24年度から平成26年度→平成27年度から平成29年度に年度を延長	平成27年4月1日から適用する。
3 平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例	法附則第17条の2 条例附則第11条の2	特例の適用期間の延長 平成24年度から平成26年度→平成27年度から平成29年度に年度を延長 地価の下落が続いている状況を鑑み、納税者が当該年度における価格を上回る価格に基づく税負担を求められることがないように、特例措置（下落修正）が講じられている。この特例を引き続き3年間延長するもの。	平成27年4月1日から適用する。
4 宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例	法附則第18条 条例附則第12条	特例の適用期間の延長 平成24年度から平成26年度→平成27年度から平成29年度に年度を延長 平成9年度評価替え以降、課税公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準（個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組み。 住宅用地の場合、100%に達するまでは前年度課税標準額に本来課税標準額の5%を加えた額が今年度課税標準額となる。（商業地は60%到達で据え置きとなる） この特例を引き続き3年間延長するもの。	平成27年4月1日から適用する。
5 農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例	法附則第19条 条例附則第13条	特例の適用期間の延長 平成24年度から平成26年度→平成27年度から平成29年度に年度を延長 一般農地（市街化区域農地や転用許可を受けた農地等を除いたもの）については、負担水準の区分に応じた、なだらかな税負担の措置が導入されている。 この特例を引き続き3年間延長するもの。 ※ 平成27年度課税標準額＝平成26年度課税標準額×負担調整率	平成27年4月1日から適用する。
6 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 軽自動車税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等																																										
<p>1 軽自動車税の税率の特例</p>	<p>法附則第30条 条例附則第16条</p>	<p>軽自動車税のグリーン化特例の導入 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能に応じた「グリーン化特例」の導入</p> <table border="1" data-bbox="712 467 1789 730"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="712 467 1312 539">車種区分</th> <th colspan="3" data-bbox="1312 467 1789 504">税額（年額）</th> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="712 504 1312 539"></td> <th data-bbox="1312 504 1469 539">(ア)</th> <th data-bbox="1469 504 1626 539">(イ)</th> <th data-bbox="1626 504 1789 539">(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 539 864 730" rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="3" data-bbox="864 539 1312 576">三輪</td> <td data-bbox="1312 539 1469 576">3,000円</td> <td data-bbox="1469 539 1626 576">2,000円</td> <td data-bbox="1626 539 1789 576">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 576 1016 730" rowspan="4">四輪以上</td> <td colspan="2" data-bbox="1016 576 1312 612">乗用</td> <td data-bbox="1312 576 1469 612">5,200円</td> <td data-bbox="1469 576 1626 612">3,500円</td> <td data-bbox="1626 576 1789 612">1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1016 612 1312 649">自家用</td> <td data-bbox="1312 612 1469 649">8,100円</td> <td data-bbox="1469 612 1626 649">5,400円</td> <td data-bbox="1626 612 1789 649">2,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1016 649 1312 686">貨物用</td> <td data-bbox="1312 649 1469 686">2,900円</td> <td data-bbox="1469 649 1626 686">1,900円</td> <td data-bbox="1626 649 1789 686">1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1016 686 1312 730">自家用</td> <td data-bbox="1312 686 1469 730">3,800円</td> <td data-bbox="1469 686 1626 730">2,500円</td> <td data-bbox="1626 686 1789 730">1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 乗用：平成32年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車 (イ) 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ) 電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減） ※ (ア)、(イ)は、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。 ※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載。 ※ 実際に税負担を軽減する年度は平成28年度</p>	車種区分				税額（年額）							(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用		5,200円	3,500円	1,800円	自家用		8,100円	5,400円	2,700円	貨物用		2,900円	1,900円	1,000円	自家用		3,800円	2,500円	1,300円	<p>平成27年4月1日から適用する。</p>
車種区分				税額（年額）																																									
				(ア)	(イ)	(ウ)																																							
軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円																																							
	四輪以上	乗用		5,200円	3,500円	1,800円																																							
		自家用		8,100円	5,400円	2,700円																																							
		貨物用		2,900円	1,900円	1,000円																																							
		自家用		3,800円	2,500円	1,300円																																							
<p>2 引用条項及び文言の整理</p>		<p>地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理</p>																																											